

# 業務指示書

## バングラデシュ国産業成長地帯総合開発計画プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月27日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月3日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業開発戦略・投資促進に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／産業開発・投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業開発戦略・投資促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 途上国の産業発展モデル分析①】

- 1) 類似業務の経験：産業発展モデル分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 経済分析】

- 1) 類似業務の経験：経済動向分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月7日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託業務

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(BDT1 = 1.35158 円 , US\$1 = 111.313 円 , EUR1 = 121.453 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月11日(火) 14:00 ~ 16:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業開発・投資促進  
途上国の産業発展モデル分析①  
経済分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.84 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

### (3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月28日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
 バングラデシュ国産業成長地帯総合開発計画プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/産業開発・投資促進	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 途上国の産業発展モデル分析①	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 本事業の背景

バングラデシュは、過去10年間に渡り、GDP成長率平均6%を超える高成長を維持しているが、同国の経済成長は輸出の約8割を占める縫製業とGDP比約10%を占める海外労働者送金によって支えられている。しかしながら、縫製業については近年ではベトナム等の新興勢力との競争が激しくなっており、今後も労働者の低賃金を前提とした競争力を維持できるかどうかは不明である。海外労働者の送金についても出稼ぎ先の国々の政策や景気動向に左右されやすいため、今後もバングラデシュの持続的な成長を支えることが出来るかどうかは不明である。

加えて、今後は同国のガスの枯渇が予想されるためエネルギーを輸入していく必要があるが、そのためにはより高付加価値の製品やサービスを輸出して必要なエネルギーを購入するための外貨を獲得していく必要がある。

また、国際競争の進展及びデジタル化や貿易自由化を踏まえたサプライチェーンの変化等から各国の産業の発展や経済成長の絵姿を予測することがますます困難になってきているが、バングラデシュのような後発の新興国は国際経済社会における自らの立ち位置を明確にした上で、産業競争力を強化して持続的な経済成長を実現していく必要がある。

現在バングラデシュにおいては、最上位の開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」（以下、「Vision 2021」）が2021年における中所得国化を国家目標としており、それを実現するために5ヵ年計画を策定・実施している。そして、産業の振興に関しては「国家産業政策2016」（National Industrial Policy 2016）において産業多様化を担う有望産業として、農業/食品加工、縫製、IT、製薬、皮革、ライトエンジニアリング等7業種を掲げている。また、2010年以降は輸出加工区（以下「EPZ」）に加えて経済特区（以下「EZ」）を設立することにより、海外及び国内からの投資を促進して産業を多角化・高度化しようとしている。

このようにバングラデシュ政府は経済成長を担う産業の育成を進めるべく数々の政策を打ち出してはいるが、それらの政策は同国の置かれている経済状況や投資家の投資動向、そして今後の国際経済社会を取り巻くトレンドを踏まえたものとはなっておらず、結果として同国の強みや特徴を活かした効果的な産業政策を打ち出せていない状況にある。

そのような状況に対してMoIや首相府（以下、「PMO」）等、産業育成や投資に携わる省庁は、バングラデシュが国際経済社会において同国が取り得る立ち位置を明確にし、自国に相応しい産業成長モデルを追求した上で効果的な産業政策を実施し、持続的な経済成長を実現し、「2021年の中所得国化」や「2041年の先進国化」のような中長期的な目標を実現しようとしている。以上の状況を踏まえて本事業を実施する。

## 2. 業務の目的

バングラデシュにおいて世界の様々な国・地域の産業成長モデル（「型」）を分類・特定し、同国の経済及び産業の発展状況を踏まえた上で同国に相応しい産業成長モデルを提示し、それを実現する有望セクターの抽出、産業成長を実現するための戦略を作成することにより、バングラデシュの投資促進及び産業振興にかかる各種政策・施策の立案・実施能力の向上に寄与することを目的とする。

### （1）期待される成果

- 1) 世界の様々な国・地域が経験してきた産業発展・経済成長の「型」及びそれを実現する要件が整理され、バングラデシュ政府及び民間セクター関係者の合意のもとバングラデシュが追求すべき産業発展モデル（「型」）が抽出される。
- 2) 上記産業開発モデル「型」に基づき有望セクターが選定され、そのセクターの産業開発及び投資促進に向けた戦略が策定される。
- 3) 本調査で選出された優先セクターにおけるフラッグシップ・プロジェクトが提案され、その実現に向けたボトルネック解消に必要な施策やリソースが特定される。

### （2）対象地域

ダッカ及びバングラデシュ全域

### （3）関係官庁・関係機関

本事業の主な対象機関は産業省（Ministry of Industries : MoI）である。

## 3. 業務の範囲

本業務において、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「5 業務の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「6. 成果品等」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

## 4. 実施方針及び留意事項

### （1）プロジェクト実施体制

#### 1) プロジェクト実施体制

本業務の実施にあたっては、本プロジェクト全体を統括する合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）を設置し、同委員会の議長を MoI の上級次官（または次官）とすることで合意しており、またその下に事業実施ユニット（Project Implementation Unit : PIU）を設置する。PIU は産業省の Policy Wing の職員が中心になって設立される予定である。JCC の構成メンバーは政府、シンクタンク、民間の意見を反映させるべく、MoI、首相府（PMO）、商業省（MoC）といった関連省庁に加え、バングラデ

シュ開発研究所(BIDS)やバングラデシュ商工会議所連盟(FBCCI)がメンバーとなることを想定している。

本業務はPIU及びJCCを活用し多様な意見を適切に取りまとめるよう留意する。

## 2) ワークショップ等の開催について

本業務においては政府機関や民間企業等の幅広いステークホルダーの知見を得ながら、今後のバングラデシュの産業開発モデルを検討していく必要がある。本業務においてはインセプション・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート等を作成するタイミングで上記ステークホルダーの参加を得てワークショップ(必要に応じ、より参加者を絞るフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD))を開催し、可能な限り彼らの知見を業務実施に活かすよう留意する。

### (2) 相手国政府国家政策上の位置付け

バングラデシュ政府の最上位の開発計画である「Vision 2021」は2021年までに中所得国入りすることを目標としている。「Vision 2021」の開発理念を具体化した「第7次5ヵ年計画」(2016年～2020年)においては、同計画期間の平均GDP成長率を7.4%と設定し、GDPに占める製造業の割合の拡大、外国直接投資(以下「FDI」という)の増加、経済特区周辺のインフラ整備等を施策として掲げている。また、「国家産業政策2016」(2016年～2020年)においては、輸入代替産業、輸出産業の振興、産業多角化、FDIの誘致促進等を方針とし、最優先業種としてライトエンジニアリング産業等7業種を抽出している。加えて、「輸出政策」(2016年～2018年)は2021年までに輸出額6兆円を達成することを目標として貿易体制の自由化やインドやネパール等の近隣諸国との地域統合等を施策として掲げ、同時に高付加価値の縫製品やICT等の12産業を輸出促進最優先セクターとして抽出している。本事業は、これら現時点の国家政策を踏まえつつも、同国の将来における産業開発や経済成長に係る政策を、2030年を念頭において検討するとともに、2021年以降を対象とした「第8次五ヵ年計画」や「国家産業政策2016」の改訂版といった、次期政策を策定するにあたっての素材を提供するものであることに留意し、上記(1)に記載のJCCやワークショップ等を通じ政府、シンクタンク、民間企業等幅広いステークホルダーからの意見を集約することが求められる。

### (3) 民間企業の投資動向や中長期的な技術革新を踏まえた分析の実施

本業務のポイントの一つは、経済状況や現存する産業集積といったバングラデシュの現状のみならず、世界的な産業発展の傾向、潜在的投資候補企業のバングラデシュへの評価や、今後の技術進歩の方向性にも留意し、バングラデシュの産業発展・経済成長の仮説的青写真(「型」)の検討を行うことである。地域や産業を限定せず世界中から幅広く民間

企業の投資動向に係る情報を集めるとともに、今後起こるであろう技術革新も織り込み、将来的なバングラデシュの立ち位置や比較優位を踏まえ分析を行うことが求められるが、具体的な分析方法等をプロポーザルにて提案すること。

#### (4) 関連事業のレビュー

我が国の対バングラデシュ国別援助方針（2012年6月）及びJICA国別分析ペーパー（2014年5月）では、二つの重点分野が定められており、そのうちの「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」の協力プログラムとして「民間セクター開発プログラム」が位置付けられている。同プログラムの下で現在までに下記の事業を実施している。本業務では上記プロジェクト、専門家の活動及び関連調査による成果品や業務成果をレビューし、本業務に活用することとする。

- 「輸出産業多角化のためのサブセクター成長支援計画調査」（2007年～2009年）
- 「民間セクター開発プログラム準備調査（産業育成・貿易投資促進）」  
（2011年～2012年）
- 「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」（2015年～2016年）
- 「産業政策アドバイザー」（個別専門家：2013年～2016年）
- 「投資環境整備アドバイザー」（個別専門家：2012年～2017年2月）、
- 「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」（技術協力：2015年2月～2017年3月）、

#### (5) 他のJICA協力業務やドナーとの連携

- 1) JICAは2017年4月以降に「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を実施しているが、バ国の産業多角化・輸出振興・外国投資誘致による産業高度化の実現を図る同プロジェクトと本業務とは活動の関連性が強いため、本業務の活動の途中経過を含め十分に情報共有を行い、またJICAの投資促進・産業協力強化分野の支援方針を認識しながら、本業務を行うことが求められる。
- 2) 世界銀行は2015年3月から2016年7月にかけて「貿易統合に係る診断調査」(Diagnostic Trade Integration Study : DTIS)を実施し、貿易・投資面から「バ」国の産業競争力を強化する施策を提案している。また、今後は国際金融公社（以下「IFC」）と共に「雇用創出のための輸出競争力強化プロジェクト」(Export Competitiveness for Jobs)を実施する計画である。なお、上記プロジェクトでは皮革、フットウェア、プラスチック、ライトエンジニアリング業を支援対象業種としている。また、IFCは2011年10月よりダッカ商工会議所（DGCI）等を支援してBusiness Initiative Leading Development (BUILD)プログラムを立ち上げ、(1)税金、(2)中小企業、(3)金融セクター(4)投資及び貿易、(5)環境に配慮した成長の分野で官民対話を促進して民間セクター分野の開発を促進している。本プロジェクトにおいては上記のプロジェクトや調査の成果



を活用すると共に、連携・調整を行うことが求められる。

#### (6) 日本政府の活動との連携

2016年4月中旬に第2回「日バ官民合同経済対話」が開催され、その合意の下、①税及び外国為替関連 (Tax and Foreign Exchange)、②産業多角化 (Diversified Industrialization)、③投資環境 (Investment Climate) の3つワーキンググループが設置されている。本業務の成果はこれらのワーキンググループでの議論に活用する計画であるところ、この日本政府の活動を念頭に置きつつ本事業の業務を行うことが必要である。

### 5. 業務内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の活動を行う。なお、以下に示した以外に効果的・効率的な業務方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

#### (1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプション・レポートの作成

(2017年8月上旬)

##### 1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府や JICA 等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な業務内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

##### 2) インセプション・レポートの作成及び事前協議への参加

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICA に提出する。また、現地活動実施前に JICA が開催する事前会議等に参加し、業務計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(現地作業)

#### (2) バングラデシュにおける産業発展・経済成長「型」の検討及び有望セクターの抽出 (2017年8月～2017年9月)

##### 1) バングラデシュの経済状況・産業発展状況の整理

バングラデシュのマクロ経済状況や産業発展状況、産業政策等を整理する。

具体的には、第7次5か年計画、国家産業政策 (National Industrial

Policy)等をレビューするとともに、主要産業の状況（各セクターの規模、成長率、海外直接投資の規模、企業の現況、輸出状況等）を整理する。

## 2) 世界における産業発展・経済成長のモデル（型）の整理

産業発展・経済成長に係る文献レビュー、有識者へのインタビュー等を通じ、例えば輸出志向型／内需志向型等の世界の主要な産業発展・経済成長モデルをレビューし、これらが実現した要件を整理する。具体的には、バングラデシュの経済状況や産業の発展状況を踏まえ、東南アジア、南アジア、ヨーロッパ（東欧）、中近東・アフリカ、中南米等の国における、代表的な産業発展・経済成長モデルを抽出・概観し、これが実現した要件（資源、人的資源、投資動向等）を整理した上で各地域の代表的、特徴的な産業発展・経済成長モデルを1～2程度抽出することを想定している。世界の主要な産業発展・経済成長モデルのレビュー方法、モデルとなる国、地域及び産業並びにそれらの抽出方法はプロポーザルにて提案すること。

## 3) 世界における投資動向の整理

上記1)を踏まえ、バングラデシュに対する潜在的投資候補企業に対してアンケートやインタビュー等により投資意向調査を実施し、民間企業からみたバングラデシュの比較優位、バングラデシュに投資するための要件等を整理する。潜在的投資候補企業は、バングラデシュの各国の商工会やバングラデシュ投資庁（BIDA）等を通じ情報を収集し、日本、東アジア、ASEAN 諸国、ヨーロッパ、アメリカ等から計120～150社程度をピックアップすることを想定しているが、この選定方法や調査フレームワークはプロポーザルにて提案すること。なお、この投資動向調査は、実際に現地を訪問し実施することを想定している。

## 4) 産業発展・経済成長「型」の検討

上記1)～3)を踏まえ、バングラデシュの比較優位の分析を行う。あわせて、JCC及び関係者を対象としたワークショップ等を開催し、目指すべき産業発展の方向性について関係者と議論し、2030年の産業構造の将来像及びバングラデシュの産業発展・経済成長「型」を検討する。なお、その際にはSWOT分析等を実施してバングラデシュの優位性や周辺環境等を整理した上でバングラデシュにとって相応しい「型」を提案すること。また、上記2)の調査結果やデジタル化等による技術の進歩、主要産業のサプライチェーンの動向、人口動向、都市化の進展状況、世帯所得動向等の社会経済の中長期的な動向も踏まえて分析を行うこと。なお、上記検討における分析方法や分析時のポイント等はプロポーザルにて提案すること。

## 5) 有望セクターの抽出

上記4)を踏まえ、雇用促進、輸出促進、GDPへの貢献度等のクライテリアを設定し、また投資動向調査結果を踏まえ、バングラデシュの産業開発における有望セクターを6～7程度抽出する。

### (3) 有望セクターにおけるフラッグシップ・プロジェクトの検討

(2017年9月～2017年12月)

- 1) バングラデシュの産業多角化・投資環境改善等に向けた取り組み状況の整理  
バングラデシュでは産業省、BIDA、首相府等の関係機関が、我が国との官民経済対話、JICAの個別専門家の活動、世界銀行の「貿易統合に係る診断調査」、バングラデシュ商工会議所連盟等の要望に基づき、産業多角化や投資環境改善に向けた取り組みを行っているところ、その概要を整理する。
- 2) 有望セクターの経済発展へのボトルネック及びその改善策の検討  
上記(2)の潜在的投資候補企業への投資動向調査結果やバングラデシュの産業の優位性や周辺環境に係る分析結果等を踏まえ、有望セクターの経済成長へのボトルネックを抽出し、その改善策を検討する。この改善策をJCCやワークショップ等を通じ関係者と協議し、ボトルネック解消に向けた戦略として取り纏める。
- 3) フラッグシップ・プロジェクトの検討  
上記2)で定めた戦略を踏まえ、また上記(1)2)で行った他国の産業発展・経済成長モデルを踏まえ、2～3の有望セクターに関し有望セクターの発展を促進させるフラッグシップ・プロジェクトを検討する。あわせて、産業省や関係機関、民間企業等と意見交換を行い、フラッグシップ・プロジェクト実施時のボトルネックを抽出するとともに、その改善策をフラッグシップ・プロジェクト実現に向けた実行計画とあわせ整理する。

### (4) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成(2017年12月)

- 1) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成・説明・協議  
現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成した上でJICAにDF/Rの内容を報告し、JICAからのコメントを受ける。その後、JCC及びワークショップ等を開催し、バングラデシュ関係者に説明、協議を行う。

(国内作業)

### (5) ファイナル・レポート(F/R)の作成(2018年1月)

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ実施機関及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

## 6. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 業務内容」を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。

#### 1) インセプション・レポート

提出時期：業務開始時（2017年7月下旬を想定）

部数：英文12部（JICA 4部、バングラデシュ関係機関8部）

#### 2) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2017年12月中旬

部数：和文要約4部（JICA）

英文12部（JICA 4部、バングラデシュ関係機関8部）

#### 3) ファイナル・レポート

提出時期：2018年1月中旬

部数：和文要約（製本版）4部（JICA）

和文（CD-R）2部（JICA）

英文（製本版）12部（JICA 4部、バングラデシュ関係機関8部）

英文（CD-R）12部（JICA 4部、バングラデシュ関係機関8部）

### (2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)）の通りとする。

### (3) 収集資料

本件活動を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付した上で活動終了後JICAに提出する。

### (4) その他提出物

#### 1) 議事録等

先方政府との面談及び各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出

席者、質疑内容等をとりとまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAバングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

## 2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICAに提出する。

## 3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

## (5) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、活動結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

業務は2017年8月上旬より開始し、2018年1月下旬の終了を目途とする。業務工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、業務実施中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。また、より効果的な業務工程があればプロポーザルにおいて提案すること。

年	2017							2018	
	6	7	8	9	10	11	12	1	
国内作業			□				□	□	
現地業務			■						
報告書			▲ IC/R				▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R: インセプション・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

合計 約 49.62 M/M

##### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括(1号)\*評価対象者
- 2) 途上国の産業発展モデル分析1(1号)\*評価対象者
- 3) 途上国の産業発展モデル分析2
- 4) 経済分析(3号)\*評価対象者
- 5) 経済動向分析1(技術進歩・イノベーション・デジタル化)
- 6) 経済動向分析2(都市化・インフラの開発)
- 7) 経済動向分析3(人口問題・貿易・人の移動・データ通信・金融)
- 8) セクター分析(製造業)
- 9) セクター分析(サービス業・その他)
- 10) 投資動向・効果分析(バングラデシュ国内投資)
- 11) 投資動向・効果分析1(東南アジア・東アジア)
- 12) 投資動向・効果分析2(その他地域)

- 1 3) サプライチェーン分析
- 1 4) 産業政策
- 1 5) 投資・貿易政策

### 3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、バングラデシュから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な業務対象機関へ活動内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するなど、円滑な業務実施のための協力を行うものとする。本業務実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で業務を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

### 4. 参考資料

#### (1) 配布

- ① 「産業政策アドバイザー最終報告書」(2016 年 10 月)
- ② 「投資環境整備アドバイザー Final Report」(2017 年 2 月)
- ③ National Industrial Policy 2016 (英文仮訳)
- ④ R/D
- ⑤ 詳細計画策定調査結果

#### (2) 閲覧

- ① 「輸出産業多角化のためのサブセクター成長支援計画調査」(2007 年～2009 年)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246139.html>
- ② 「民間セクター開発プログラム準備調査 (産業育成・貿易投資促進)」  
(2011 年～2012 年)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007131.html>

#### (3) 貸与

- ① 「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(2015 年～2016 年)  
当機構南アジア部南アジア第四課 (03-5226-3121) において貸与可能。

### 5. 現地再委託

本業務では以下(1)～(3)に係る調査・活動を現地再委託にて実施することを想定しており、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等が再委託先として考えられるが、現地再委託の内容等をプロポーザルにて提案すること。なお、見積もりは別見積もりとすること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイ

ドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札による選定等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- (1) バングラデシュ経済及び有望セクターの現状分析
- (2) バングラデシュ地場企業の投資動向調査
- (3) 現地コーディネーター

なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、JICA に提出すること。

## 6. その他留意事項

### (1) 安全管理

1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

#### (渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

#### (渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。



2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。

なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

5) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

## (2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上